

随意契約理由書

案件名	職業訓練システムに係るセットアップ業務について	要求部署名	職業安定部
発注（契約） 内 容	職業訓練システムに係るセットアップ業務について		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	本省主体のシステム最適化により導入された新システムについては、求職者に対する職業訓練の情報提供機能はなく、求職者サービスの低下につながり、また職業訓練あっせんに関する事務処理についての機能は設定されておらず当局が取扱う公共訓練の実施規模において事務処理を進めていくことが非常に困難であり、現在使用している当局の職業訓練システムを継続して運用したいため。		
契約金額	2,772,000円	契約年月日	平成23年7月4日
契約業者名 及び住所	シャープシステムプロダクト株式会社 新宿区市谷八幡町8番地		
随意契約 の理由	当該業者は、職業訓練システムの開発業者であり、システムのプログラム変更、設定変更を行う能力を有しており、他業者では作業が不可能なため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項		
予定価格	2,772,000円		
見積書徴取状況	1社（業者指定）		
その他 特記事項			